

# かたり通信

題字 by Saijo

SINCE MAY 2012

福井から原発を止める  
裁判の会 会報

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中嶋哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせは・・・

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻柄谷町14-1 まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

〒914-0041 福井県敦賀市布田町84-1-18

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

口座名：福井から原発を止める裁判の会

ゆうちょ払込票 00760-6-108539

普通預金 記号 13340 番号 06371031

◆ホームページ：<http://adieunpp.com> (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)

## 第24回学習会の報告

珠洲原発建設阻止の歴史  
志賀原発訴訟の現在

そして能登半島地震！

昨秋、私たちの会は、石川県珠洲市在住で、志賀原発を廃炉に！訴訟の原告団長である北野進さんをお招きして2月18日にZoom学習会を行うことを企画しました。当初は、珠洲原発建設阻止の歴史と現在進行中の志賀原発差止訴訟の現在についてお話をしていただく予定でした。ところが年が明けた1月1日、その北野さんの地元で「能登半島地震」が発生。当初は、学習会の延期も検討しましたが、1月8日に北野さんから以下のような趣旨のメールをいただきました。

「こんな時だからこそ、実情を知っていただく意味でぜひ予定通りお願いしたい。現時点で言えるのは、私たちが危惧した通りの地震が起き、ここの原発が稼働していたら原発震災となっていたかもしれないということです。珠洲原発阻止のことも含め、原発と地震の問題だけでもいろいろ話ができると思います。今、心配しているのは今回の地震がさらに周辺の活断層のひずみにつながり次なる地震へのカウントダウンが始まっているのではないかとことです。志賀原発の再稼働なんてとんでもありま

せん」

私たちは、北野さんの意を受けて、より多くの方々に視聴していただくために Zoom と YouTube を組み合わせた学習会として行うこととしました。本冊子は、2月18日に実施したその学習会の報告です。北野さんのお話と共に、「北陸電力と共に脱原発を進める株主の会」の代表で金沢市在住の中垣たか子さんからのメッセージと北陸電力の株主による志賀原発株主差止訴訟の原告団長で富山市在住の和田廣治さんからのコメントも掲載しました。

なお、お話の内容を活字にするために多少の修正を施してあります。質疑応答については紙面の都合上割愛させていただきました。

また、この学習会の模様は YouTube の以下の URL で視聴できます。また、「北野進氏講演会」とググっていただいても探し出すことができます。次頁からの北野さんの報告をご一読いただき、ぜひ周囲の方々にも広めていただければと思います。

<https://www.youtube.com/watch?v=ePZAIY-BZVE>

**司会:小野寺恭子(午後2時開始)**

只今から「福井から原発を止める裁判の会」の学習会を始めます。YouTubeでご視聴の皆様、ありがとうございます。この会の事務局、小野寺恭子が進行をします。私たちは、石川・富山の皆さんが珠洲原発建設を阻止してくださったことを感謝すると同時に、志賀原発を廃炉に！ということで闘っておられることにも深く敬意を表します。

今回の学習会は、まさかこんな地震が起こるとは予想もせずに、昨年末に企画し、北野さんに講師をお願いしていました。大変な中で、延期も考えたのですが、北野さんがこんな時だからこそ話をしたいということで実施に至りました。北野さんには本当に感謝申し上げます。

また地震・津波によって亡くなられた住民の皆さまには心より哀悼の意を表すと共に、まだまだ避難生活を続けておられる多くの皆様が一日も早く日常を取り戻されるよう願っております。

では講演に先立って、本会代表の中嶋哲演より挨拶をお願いします。

**中嶋哲演代表挨拶**

北野さん、ありがとうございます。それからYouTubeで視聴の皆様、Zoomにご参加の皆様、本当にありがとうございます。北野さんには2ヶ月に一度、『はとぼっぼ通信』を送付するのが関の山で、ご無沙汰ばかり重ねていてお許しください。今日は、まず能登半島の地震と津波の実態をお話していただくことになると思いますが、これはマスメディアを通じて多くの人に知られているところではありますが、北野さんご自身が被災者であることから、そういうお立場から特に訴えたいことをお聞かせ願えたらと思っています。

それから司会者も触れていますが、珠洲原発と志賀原発については、これまでこの地震が起きるまではそれほど知られていなかったことだと思います。珠洲原発については2003年に建設を行わないということで決着がついたみたいですが、関西電力、中部電力、

北陸電力の三社が一緒になって珠洲の皆さんに圧力をかけて、苛烈な反対運動もあったと思います。その渦中であって、北野さんは県会議員を三期おつとめになり、住民と共に反対行動をされてきた。もし2003年に能登の皆さんが珠洲原発建設を阻止できずに、福井県の若狭地域同様に原発を受け入れていたら、今回の能登半島地震でどうなっていたか想像することも恐ろしいです。その点についても当事者としてのお話を聞きたい。それから志賀原発についてはたまたま2011年の福島事故が起きたときには定検などで停止していたのですよね。それから稼働されていないわけですが、特に志賀原発2号機は出力135.8万kWの日本でも有数の福島と同様の沸騰水型の巨大原発であり、もし停止してなかったらどうなっていたかと思うのです。もちろん、あれだけの地震があっても大丈夫だったじゃないかという推進側からの宣伝もありますが、いや、そうじゃないでしょうという話もしていただけたらと思います。よろしく願います。

**珠洲の北野です！**

珠洲の北野です。今日は貴重な機会を頂きましてありがとうございます。今ほど司会の小野寺さんも触れましたが、昨年、今回の学習会のお話をいただきまして、その後に元日の地震が起きたわけですが、学習会の準備の方を進めていただき、ありがとうございます。また今回の学習会の案内のチラシと同時に、被災者支援のためのカンパ要請もしていただき、併せてお礼を申し上げます。

本日は、珠洲原発建設阻止の歴史、志賀原発訴訟の現在、そして今回の能登半島地震についてと盛りだくさんの内容について聞いていただきますが、よろしく願います。この最初の写真は珠洲市の有名な



観光スポットのひとつの見附島です。実は1月1日の地震の3時間ほど前に私はこ



こを訪れていて、地震の時間が少しでもずれていたら今日こうして話をする事もなかったかもしれません。本当に幸運であったと思います。そしてこの海岸の背後には、珠洲市の宝立町の鵜飼、あるいは春日野といった街があるのですが、そこは地震に加えて津波の被害で壊滅状態で、津波で亡くなられた方も多くいます。そんな中で今日は以下のような内容の話させていただきます。

- 1 珠洲に原発がなくよかった
- 2 珠洲原発反対運動と地震問題
- 3 能登半島地震と志賀原発のリスク
  - ・差止め訴訟の状況も一変
  - ・周囲には大断層
  - ・避難計画は破綻した
- 4 能登半島地震があぶりだす規制委の危険性

### 最初の震央は珠洲原発の予定地！

実は今回の能登半島地震が起こる3年前から珠洲市は群発地震に悩まされてきました。そしてこの群発地震の続いてきたこの地域に、珠洲原発の予定地であった高屋、寺家があります。群発地震の巣の中に珠洲原発の予定地があったということです。そんな中で、今回の1月1日の能登半島地震では150kmにわたり断層が動いたとされています。実はこの150kmの断層の最初の震央は珠洲市の高屋になります。関西電力が原発を建設する予定だった高屋です。さらにこの震央は中部電力が原発を建設する予定であった寺家からも7~8kmの距離です。

今日はこの高屋と寺家がどうなっているのかを紹介したいと思います。スライドの左側の写真が地震前、右側の写真が地震後です。陸地が隆起して海側にせり出しているのがお分かりいただけだと思います。ここも予定地の中になります。一目瞭然ですが、海岸の岩場がぐっと広がっています。

#### 寺家に原発がなくよかった (その1)



炉心予定地が隆起

#### 寺家に原発がなくよかった (その2)



予定地内 岩場が大きく広がる

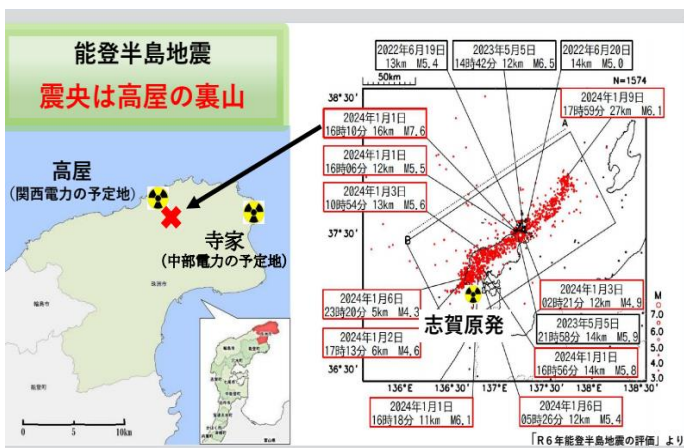
こちらのスライドは寺家の予定地の南側に隣接する寺家漁港というところでは、1mは隆起しています。あらためて寺家に原発があったら大変なことになっていたということがお分かりいただけだと思います。

#### 寺家に原発がなくよかった (その3)

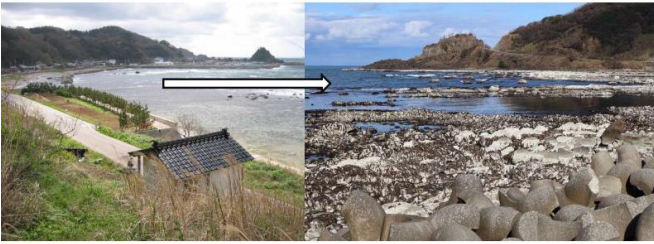


予定地に隣接する寺家漁港 隆起は約1m

高屋についてはどうかというと、これは写真の向きが違うので分かりにくいと思うのですが、左の写真の奥にテトラポットのようなものがあるのですが、その部分が右の写真のようにぐっと隆起しています。これは高屋の漁港で原発予定地でした。明らかに私



高屋に原発がなくてよかった(その1)

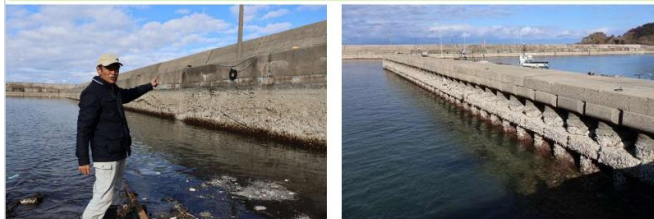


陸域が大きく広がる

2003.5北野撮影

2024.1.29北野撮影

高屋に原発がなくてよかった(その2)



原発予定地 隆起は約2m

2024.1.29北野撮影

の身長を超えて2mは隆起しています。

このスライドの左上の写真では高屋の港がズタズタであることがわかります。左下では半島の先端から高屋へ入っていく道なのですが、直径5mを超えるような岩が落ちて道路をほとんど塞いでいたり、右上の写真の白い建物は高屋の秋祭りに使うキリコという山車があるのですが、このキリコを収納する倉庫です。実はこれは関西電力が2003年に撤退するときに手切れ金のような形でお金を出して建てられた倉庫です。この倉庫の裏山からも写真のように落石があり、位置がちょっとでもずれたら倉庫をなぎ倒していたと思われます。こんな風に寺家も高屋も大きく風景が変わってしまいました。

隆起、地割れ、陥没、土砂崩れ、落石 (高屋・木の浦の風景)



28年に及ぶ珠洲原発建設阻止の歴史

ここで珠洲原発建設阻止の歴史は28年にも及ぶのですが、ポイントになるところをお話させていただきます。計画の概要についてですが、関電、中電、北電の3電力会社の共同開発ということで進められました。関電が高屋、中電は寺家でそれぞれ立地を進めて、北電は地元の調整役を担うという役割分担でした。当面100万kW級ということでしたが、将来的には1000万kW構想なども語られました。計画が公になったのは1975年です。そこに至るまでは水面下で諸々の動きがあったわけですが、この75年に珠洲市議会が原発立地の可能性について調査してくれという要望を石川県に上げました。地元誘致型の「珠洲方式」ともいわれました。同じ石川県内の志賀原発については、北陸電力が志賀町と当時の合併前の富来町、そして石川県の方に原発を作りたいという計画を公表して申し入れるわけなんです、それとは逆に珠洲市の方から誘致の声をあげるという展開でことが進みました。電力会社にすれば、地元の同意取り付けを事実上しなくてよいということで、電力会社にしてみれば水面下でそのようないやり方を練り上げたのだろうと思います。

計画が大きく動いたのは1989年です。ここで関西電力が珠洲市からの誘致の声に答えて高屋で立地可能性調査をするということで動き始めました。あの当時は中部電力は静岡県、浜岡に加えて三重県の芦浜、関西電力は福井県の若狭地方に加えて和歌山県の日高・日置川などが予定されていました。そんな中で、珠洲はいつでもできるんだという位置付けであっ

珠洲原発の概要

	関西電力、中部電力、北陸電力の3電力共同開発 関電は高屋、中電は寺家、北電は地元の調整役を担う 当面100万kW級2基建設 将来的には1000万kW構想も
1975年	市議会全員協議会が国、県に適地可否調査を要望する 地元誘致型で「珠洲方式」と呼ばれる
1989年	市長選で「反原発票」が過半数 関電の高屋での立地可能性調査に対する阻止行動から 反対運動が一気に拡大
	市長選や県議選、市議選等で原発の賛否を巡って激戦 共有地運動の展開で立地は年々困難に
2003年	関電、中電、北電の3電力社長が計画の「凍結」を 表明、事実上の計画白紙撤回



たのかもしれませんが。その調査開始の直前の1989年4月に市長選挙が行われます。これが可能性調査の是非を問う選挙ということになったわけですが、当時の珠洲はまだほとんど原発反対の声をあげられる状況ではありませんでした。当時の現職市長は、原発反対を言うような人は珠洲市民ではない、と豪語するくらいの雰囲気がありました。そんな中で市長選になるわけです。それで実は私が反対派として立候補しています。そして告示直前にもう一人原発反対の方が立候補しました。私の票にその方の票を加えると現職の推進派の市長の票を440票上回るという結果になりました。民意は原発反対ということがこの市長選で示されたわけです。ところがこの市長選の結果を完全に無視するかのよう、関電は高屋で可能性調査をやるということをやってきました。そこで、それまでは声をあげてこなかった市民が反対の声をあげるという運動が一気に市内に広がるという展開になってきます。その後は選挙のたびに原発の賛成派対反対派の激しい選挙戦が闘われますが、その一方で私たちは寺家・高屋のそれぞれで共有地運動を展開していきました。立地は年々困難になっていきました。私たちが押し込んでいったということです。諸々の経過を経ながら、2003年12月、三電力の社長が石川県と珠洲市を訪れて計画の凍結、事実上の白紙撤回を表明することで珠洲の原発建設の問題は終わっていきます。

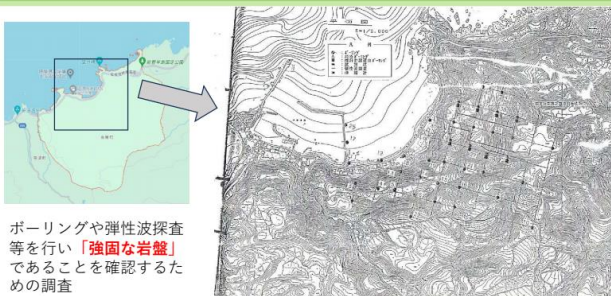
ポイントとなった高屋の可能性調査は高屋の港の山の方で行われたわけですが、強固な岩盤であることを確認するためにボーリング調査などを行いました。当時の私たちは、関電や中電に対して、なぜ大阪

や名古屋の電気をこの遠く離れた珠洲で作るのかということをよく問いかけたわけですが、これに対して電力会社は何と答えたかということ、「原発を作るためには強固な岩盤、広大な敷地、豊富な冷却水の3つの条件が必要。だから都会では無理なのだ」と主張するわけですが、この時に周辺の断層や地盤の隆起といった話は全くでてこなかったわけです。

### 30日間の阻止行動&40日間の座り込み

この調査を行うときには、私たちは高屋の現地にかけて、30日間の阻止行動を展開するわけです。最初の2日、3日、そして1週間と続けていく中で、皆さん仕事を持ちながらですから、こういう阻止行動をどれだけ続けなければならないのか、ということもあって、市長に対してこういう関電の調査を止めさせる、市民の声は原発反対だぞ、ということで市役所にも押し掛けたわけです。最終的に市長は「関電にもう一度話をしてみる」と言って私たちの前から姿を消したわけです。その後、どこへ行ったのかわからなくなりました。後で金沢の中央病院に逃げ込んでいたということが判明したわけですが、私たちとしてはそのことは分からなかったわけで、市役所3階の市長室の向いの会議室で市長の帰りを待つ、回答を待ち続けるという大義名分のもとに結果的に40日間になる座り込みを始めました。庁舎管理規定からみれば完全に違法行為ですから排除されかねない状況もあったわけです。でもなぜ40日間も市役所に居れたかということ、県民世論的には私たちの取り組みを支持する声が大きかったことがあります。市長はなぜ逃げたのか、市民と直接話をすべきじゃないのか、とい

#### 立地可能性調査と阻止行動



#### 立地可能性調査と阻止行動



う声です。そういう意味で、市役所で市長を待ち続ける私たちを応援するという声をたくさんいただきました。こうしている中で関電も可能性調査の中断を表明したわけです。

## 1993年の天下分け目の珠洲市長選

その後の珠洲の原発の問題は、このような高屋での調査の再開を許すのかどうかということが一番大きな焦点となっていきます。その2年後には統一自治体選挙があり、私も県議員になり、仲間の市議員も4人誕生するという状況もあって、その4年後の1993年4月の市長選が次の大きな山場となります。関電による高屋での立地可能性調査の再開を許すのか、それとも私たちが今度こそ市長選に勝利して珠洲原発建設計画を白紙撤回させるのかという私たちにとっては天下分け目の選挙を迎えることになります。

実はその直前の2月1日に私たちの反対の候補者である櫻田準一郎さんを擁立する記者会見をしているのですが、その6日後の2月7日に能登半島沖地震が発生しました。この能登半島沖地震というのは、この数年の群発地震よりも震源は若干北の方になりますが、珠洲市に揺れが集中しています。本当に大き

な揺れでした。ちょうど夜に帰宅したところだったのですが、私の家もつぶれるかなと思うほどの激しい揺れでした。被害は珠洲市に集中しているのですが、珠洲の震度は実は分かりません。輪島は震度5、金沢は震度4ということでしたが、当時珠洲に震度計がなかったのです。おそらく被害の状況からすると震度6弱から強に近いような揺れではなかったかと思われます。トンネルの崩落も含めて市内全域に大きな被害がありました。

こういう地震があったからといって、関電も中電も活断層の調査をすとか、珠洲の原発計画は慎重にしようとかいうことは一切ないわけで、この市長選挙では「地震がきたって大丈夫」と「原子力発電所は、万全の地震対策がとられています」、「原子力発電所の津波対策は万全です」といった新聞折り込みのチラシが連日のように入ってきました。普段は週に1回くらいだったと思いますが、選挙戦になると毎日のように入ってきます。内容としては今では到底配布できないようなものです。

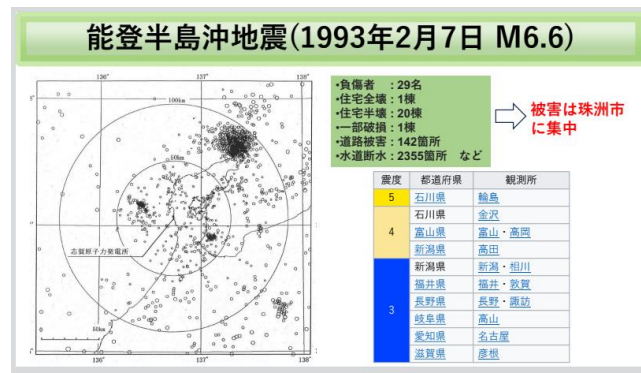


これは私たちからするとまさに安全軽視の電力会社の体質の現れだと言えると思うのですが、実は当時の電力会社の知見がどの程度だったかをひとつ紹介したいと思います。この能登半島沖地震があった1993年の7月に志賀原発1号機は営業運転を開始しています。この地図は1号機の原子炉設置許可申請書に添付されていた資料です。珠洲の沖合には大きな断層はなく、少しだけ活断層はありますが、数は少なく短い。この地図のことはちょっと頭の片隅においていただきたい。

「地震と原発」も大きな争点

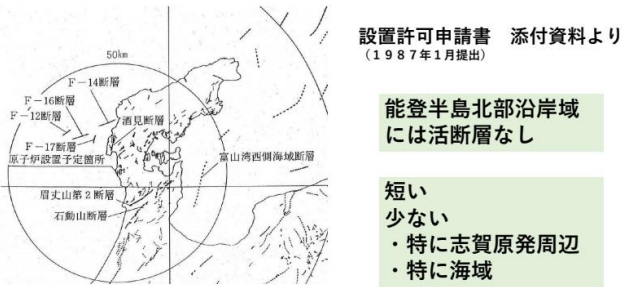
1993年4月  
高屋での立地可能性調査再開か  
珠洲原発の白紙撤回か  
珠洲原発の行方を左右する市長選

1993年2月7日  
能登半島沖地震発生！





1993年 志賀原発1号機 営業運転開始



「不正選挙」を提訴！

それで市長選に戻りますが、私たちはもちろんこんな大きな揺れが襲うところに原発なんてとんでもないということで闘ったわけですが、残念ながら敗れます。現職の林幹人(みきんど)さんは 9199 票、榎田準一郎さんは 8241 票で負けたことになったのですが、総投票者数とそれぞれの候補者への投票者数に無効票を足したものが合わない。後者が 16 票多いということになりました。開票所でこういう結果が出てきたことで、これは不正選挙だということで問題にしていくわけなんです。珠洲市の選管が票の数え直しをしていくと最初は 16 票の差だったのが、次に数え直したら 7 票差であるとか、無効票や不在者投票の扱い方のミスもあったりということで、数え直すたびに票数が変わるということがありました。

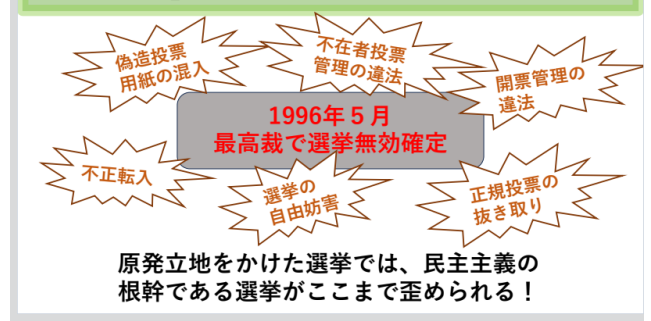
それで私たちは選挙無効を訴えて市の選管、県の選管と手続きを踏んで高裁、最高裁と裁判闘争に持ち込んでいきます。この裁判の過程で次から次へと新しい事実が発覚していきました。偽造投票用紙の混入、不在者投票管理の違法、開票管理の違法、正規投票

「無念の敗戦」から一転「不正選挙糾明」へ

投票者数	17,501票	投票総数が 16票多い！
林幹人	9,199票	
榎田 準一郎	8,241票	
無効票	88票	
計	17,517票	

用紙の抜き取り、選挙の自由妨害、不正転入などです。私たちはこれらについて、具体的な事実をもって裁判の中で訴えていきました。そして 1995 年の 12 月に高裁で選挙無効の判決が出ました(編注:選挙無効訴訟の一审は高等裁判所)。ただ高裁判決の結論は私たちの主張通りだったのですが、選挙無効の理由としては、選挙事務全般にわたってあまりにもお粗末な珠洲市の選管のミスだということで選挙無効となりました。私たちが主張したのは、確かにお粗末な部分もたくさんあるわけですが、それだけでは説明し切れない、悪意が働いていないとあり得ないいくつかのことを指摘してきました。そして 1996 年 5 月に選挙無効が確定したわけですが、最高裁の判決の中では「選挙の全般にわたり疑いを抱かざるを得ない」という表現もありました。私たちが主張する不正選挙を認めるような部分もあったわけ。ここでひとつ確認をしておきたいのは、珠洲に限らず原発が建設されたところではいろいろと滅茶苦茶なことがやられてきたわけです。原発立地をかけた選挙では、民主主義の根幹である選挙がここまで歪められるんだということをしっかり見ておかなければならないと思っています。この後、やり直しの市長選になるわけですが、残念ながら私たちはまた負けてしまいました。

「不正選挙」で原発推進の現職当選するも・・・



2003年3電力撤退！

ただ、その後もそうしたことにめげることなく、選挙のたびに原発反対の民意を示していくという取り組みを進めていき、そして 2003 年に 3 電力の撤退となるわけです。撤退の理由として、当時電力会社と言ったことは、電力市場の自由化、需要の低迷、地元

## 原発反対選挙をたたかい抜く



## 2003年12月5日 3 電力が撤退表明



事情ということでしたが、要は3番目の地元事情、つまり反対運動が強くて立地の目途が立たないということです。私たちの視点からの勝因を考えると、ひとつの大きなポイントは1994年の知事選挙です。国政の方では細川政権の頃でした。

## 「住民合意」の知事誕生

石川県でも自民対非自民の選挙が行われます。私たちも応援した非自民側の谷本さんの選挙のときの公約は「珠洲市における原子力発電所の立地については現状では困難であると認識し、今後については住民合意を最大限尊重する」というものでした。2003年の珠洲原発建設断念までこの公約は一字一句変わらなかった。一期目は私たちが担ぎましたけれ

## 反対派の勝因

原発推進の「住民合意」を阻止  
1994年、谷本知事誕生  
公約は「珠洲原発は現状では困難」「今後は住民合意を最大限尊重」

住民合意の判断基準

1. 関係漁協の同意
2. 用地買収の状況
3. 関係団体の動向
4. 反対運動の状況
5. 選挙の結果

等を総合的に判断する

市長選、市議選、県議選、知事選、国政選挙で  
原発反対の民意を示し続ける

共有地運動を展開。高屋、寺家の予定地やその周辺で  
数十か所で共有地登記を行い、用地買収を阻止

ども、二期目からは共産党を除く総与党体制の形になっていったのですが、私たちと自民党との間での綱引きがいろいろある中でもこの公約は変わらなかった。高屋での立地可能性調査については、関電は中断するといって引いたわけですが、いつ再開されるかわからない。安心して夜も眠れないという日々が続いていたわけですが、谷本知事の誕生を受けて、直ぐには再開となることはないとなりました。それで行政的には「住民合意」という言葉はめったに使いません。「住民の皆様のご理解を得て・・・」という言い方はよく聞かれますよね。一方的に説明をして、それで「ご理解を頂いた」ということによるわけなんですけど、そうではなくて「住民合意」ということを公約の中で掲げたわけですよ。では「合意」の判断基準とは何ぞやということになるわけですが、当選後の最初の県議会で質問が出て、それに対して谷本知事は、関係漁協の同意、用地買収の状況、関係団体の動向、反対運動の状況、選挙の結果等を総合的に判断すると答弁しました。当時、私たちは、私は県会議員でありましたし、市議員が4人いました。選挙の結果でいいますと、ここを絶対に後退させなければ調査は再開できないということになります。その後、私も議席を維持し、市議会でも議席が維持され、共有地運動でも共有地登記を行い、高屋でも寺家でも事実上用地買収ができないような状況に追い込んでいきました。

## 反対運動の全体像

ということで撤退の日を迎えるわけなんですけど、私たちの反対運動の全体像をサッカーのフィールドを使って紹介したいと思います(次頁図参照)。私たちは珠洲原発建設計画の白紙撤回を目指して、市長選挙を一番のポイントにおいてきました。ここを最大の目標にしてきました。そこに向けて様々な取り組みをしてきました。その中で選挙で議員も誕生させてきました。市民団体や労働組合の皆さんも含めて珠洲原発反対ネットワークや珠洲原発反対連絡協議会などで様々な取り組みを展開していくわけですが、攻めるのはよいけど守りはどうなるのかということ、土地を守る



## 計画白紙撤回へ攻めの選挙 立地阻止の要「共有地」



ということ(共有地)、そして海を守るということ(漁業権)になります。ここでも地権者の皆さん、漁業者の皆さんがしっかりと守りを固めてくれたということです。そういう中で電力会社撤退となるわけなんです。もうひとつ紹介しておかなければいけないのは、中嶋哲演さんにも何度も珠洲に足を運んでいただきましたが、全国の皆さんからのいろいろと応援いただきました。あらためて珠洲に原発がなかったというのは、全国の皆さんのおかげでもありまして、お礼を申し上げたいと思います。

\*編注:「珠洲原発反対運動の歴史(簡略版)」が以下に掲載されています。本誌と併読されることをお勧めします。

[https://suzutano.com/suzugenpatu\\_histroy01/](https://suzutano.com/suzugenpatu_histroy01/)

## 志賀原発訴訟は3.11を契機に再提訴

次に志賀原発のことについて話をします。志賀原発は1967年に計画が公になって、長年にわたる全国でも指折りの激しい反対運動であったと私は思っているのですが、残念ながら1988年に着工され、そこから1号機の差止め訴訟、そして2号機の差止め訴訟が始まっていきます。2号機の差止め訴訟では一審で志賀原発の差止めを勝ち取っています。そういう経緯もありましたが、上級審で覆されてしまいます。そんな中で2011年の福島事故が起こり、もう一

回裁判をやらなくてはということで、2012年6月に提訴しました。

## 敷地内断層問題が浮上

提訴した直後に敷地内断層の問題が浮上し、裁判所は敷地内断層の評価については活断層であるとされたならばそれアウトですから、規制委員会の判断を待つということで、事実上裁判が塩漬け状態になっていき

ます。この敷地内断層の評価が去年の3月に出しました。規制委員会は有識者会合の結論を覆して、敷地内断層の活動性無しという判断を下しました。もちろん原告である私たちは反論を展開していくことになるわけですが、この敷地内断層についての結論が出たということで、次の口頭弁論が2023年6月1日に第40回口頭弁論があったわけですが、ここで北電は敷地内断層については結論が出たのだから、もう結審をしろという主張をするという予想もあったのですが、判決は規制委の最終判断を踏まえるべきであり、早期の結審は必要ないと主張してきました。ということかということ、北電にとっては最優先課題は志賀2号機の早期の再稼働であり、そのためには規制委員会の適合性審査の1日も早い合格が必要です。判決は関係ないわけです。判決で仮に北電が勝っても再稼働できるかといえばそういう話ではないので、そこは負けなければいいと。北電にとって一番の問題は規制委員会の合格であり、それを受けた再稼働の実

## 志賀原発を廃炉に！訴訟(金沢訴訟)の経過

- 2012.6 提訴  
 2018.3 裁判所は敷地内断層の評価について、規制委の判断を待つ  
 2023.3 規制委、有識者会合の結論を覆し敷地内断層の活動性否定  
 2023.6.1 第40回口頭弁論 北電の主張  
 ・敷地内断層の活動性を否定する主張を提出(約半年後)  
 ・判決は規制委の最終判断を踏まえるべき

## 北電の最優先課題は志賀2号機の早期再稼働

- 規制委の適合性審査の1日も早い「合格」が必要  
 ※2026.1の再稼働を想定、審査合格は2024末が目標?  
 北電にとって早期の判決は必要なし(負けなければいい)  
 → 規制委の「合格」、再稼働の既成事実を重ねての結審・判決がベスト

績を積み重ねていき、結審・判決を迎えるというのが北電の考えるベストな結審・判決のタイミングだと思われれます。ということでもう早期の結審を求めてこないという方針がここで示されました。

## 訴訟の見通し

これに対する私たちの対応です。敷地内断層の活動性否定に対して反論を展開していきます。それからこの志賀原発の問題は敷地内断層に限らず山ほどあるわけですが、そこは争点を絞りつつ早期の結審を目指していくという方針です。と言いますのも、北電は再稼働の時期について2026年1月を想定するということを出しました。そこで判決は何としてもそれより早く欲しいということで、弁護団も対応を開始していたわけです。そんな中での2024年1月1日の能登半島地震が起きたわけです。裁判をめぐる状況も一変していくわけで、原告側がもっと攻勢に出ていくきっかけになると思っています。

### 志賀原発を廃炉に！訴訟の見通し（地震前）

#### 原告側の対応

1. 「敷地内断層の活動性否定」に対する反論の展開
2. 志賀原発の問題点は他にも多々あり  
新規基準の問題点  
基準地震動  
避難計画 etc.
3. 主張を尽しつつも早期の結審を目指す

#### 訴訟のポイント

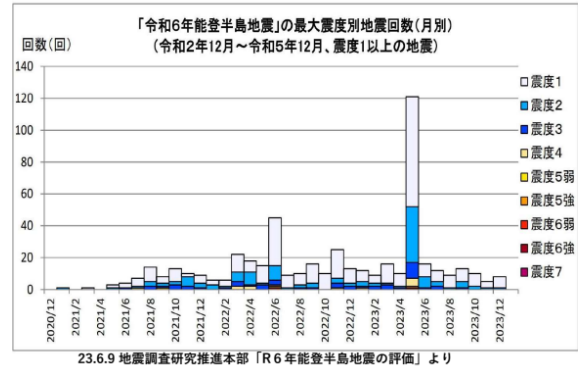
1. 適合性審査と関係なく、審理を進めさせることができるか
2. 再稼働前、現裁判長に判決を書かせるられるか（2026.3までに）

能登半島地震で状況は一変 攻勢へ

## 最近の珠洲の群発地震

ここから地震の問題と避難計画の問題についてお話をさせていただきたいと思います。ここ数年の珠洲の群発地震の話をしてきましたが、これに関連して地震学の限界あるいは規制委員会の審査の限界といったことについて話をさせていただきたいと思います。専門的な話をするわけではないのですが、この3年間地震に悩まされてきた珠洲市民の思いと言いますか声ということで聞いていただければと思います。2020年は震度1とか2の揺れが毎日のように続いていきます。市民の間でも「気持ち悪いね」という言葉は会

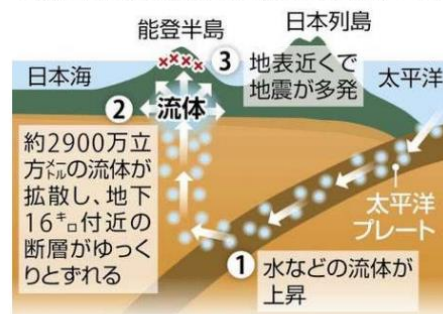
## 3年前から続く群発地震 市民は翻弄される



話の中で出てくるわけなんですけど、何が原因なのか分かりませんでした。そのうちに地震学者の皆さんの間から、地下に流体があって、といっても能登半島は火山はないのでマグマではなく水であろうと思われるのですが、それが地表近くの断層にしみ込んで揺れを起こしているのではないかという説が出てきました。実は火山性の群発地震ではないこういう流体による群発地震に関する知見はあまりなくて、有名なのは長野県の松代群発地震というのがありまして、1965年から5年半ほど続いたと言われていました。そういう例が紹介されていたので、珠洲でもしばらく続くのかなあという思いがありました。その地下の流体というのは、この図のように太平洋プレートから水などの流体が地下深くへと潜り込んで、その海水が上がっていった能登半島の地下まできたのが地震を起こしているという壮大な話なのですが、群発地震ですので大きな揺れは来ないで、地下のひずみがあっても少しずつエネルギーを発散しているんで、大きな揺

### 原因は地下の流体

#### 能登半島で相次ぐ地震の要因(イメージ)



※京都大・西村教授への取材に基づく 読売新聞オンライン 2023. 6. 12



これは来ないだろうと最初は言われていました。ところが2022年6月に震度5強の揺れがありました。珠洲市内でもそれなりの被害が出ています。そのときの地震学者のコメントは「こんな大きな揺れが来るとは思っていなかった」というものでした。その後、2022年から昨年の2023年にかけて、地震の揺れは続くのですが、様々な計測機器が市内各所に設置され、地下の流体の増える量はほとんどなくなった、つまり地下から上がってくる流体の増加はみられなくなったという分析結果が公表されて、この群発地震は収束に向かうのではないかという話が去年の2月にありました。多くの市民は安堵するわけですが、去年の5月5日に今度は震度6強の揺れが襲いました。一人の方が亡くなり、多くの家屋の倒壊がありました。地震学者の予測を信じてよいのかという思いが市民の間でも広がっていくわけです。

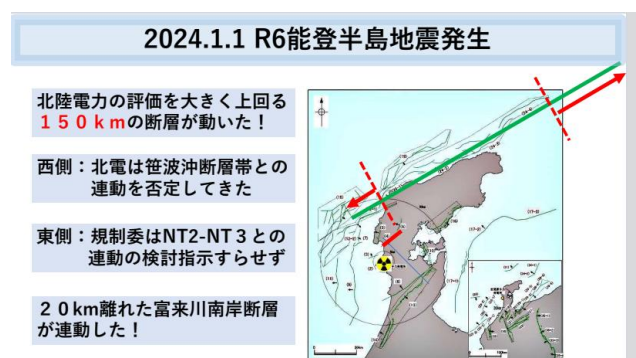
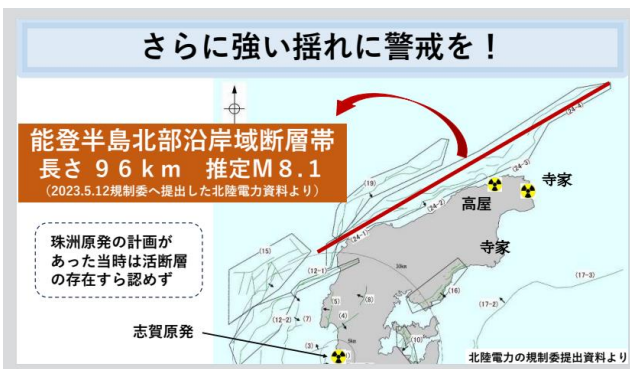
### 警戒する声はあった！

そんな中で、専門家の中からもさらに強い揺れに警戒を！という発言も出てきます。なぜかという、この珠洲の沖合に能登半島北部沿岸域断層帯という大きな断層が走っているというのです。これは北電が2023年5月12日に規制委に出している資料にあるものです。北電の評価では長さ96km、推定マグニチュード8.1というものです。私も石川県内で話をする機会にはこの図を紹介して、能登の住民の一人としてはこの断層は絶対に動いてほしくないと思うけれど、万が一動いたら奥能登は壊滅状態になるだろうし、そのようなリスクがあるのなら志賀原発は絶対に再稼働させてはいけなし、廃炉にしなければならない

と訴えてきました。先に白いきれいな地図(7頁)を見ていただきましたが、珠洲の原発計画があった当時は、こういう断層の長さどころか、活断層があることすら電力会社は認めていなかったというか、地震学者もわかっていなかったということです。

### 身をもって知る地震学の限界！

そんな中で今年の元日の地震が起きたわけです。北陸電力の評価を大きく上回る150kmの断層が動いたということです。この群発地震からの一連の経過をみると、市民は群発地震と地震学者の発言に翻弄されてきました。例えば去年の5月5日の地震では市内の約3000戸が罹災しました。私の家も一部損壊の罹災証明をもらいました。家を直すべきかどうか、直すとしてもいつ直すべきか、という判断に悩むわけです。群発地震が続くのなら、しばらく手を付けないでおく方がよいという判断もあるわけです。そんな中で、珠洲市内で一番被害の大きかった正院地区というところがありますが、かなりの家で住宅改修の工事が入っていました。正月前には茶の間を修復したり、風呂も傷んでいるところを直したいと思うのは当然だろうと思うのですが、そうやって直したところが今回の地震でほとんど全壊となってしまったということです。3年続けて被害を受けたという住宅や事業所もあります。そんな中で珠洲市民は身を持って地震学の限界を感じたということをお伝えしたいと思います。地震学者の皆さんは、いろいろな最新の機器を使って調査をしたり、コンピュータを使って解析をして、もっともらしい話が出てくるわけですが、要するに地下のこと、地震のことは分かっていないことの方がはる



かに多いんだな、ということがあらためて分かったような気がします。

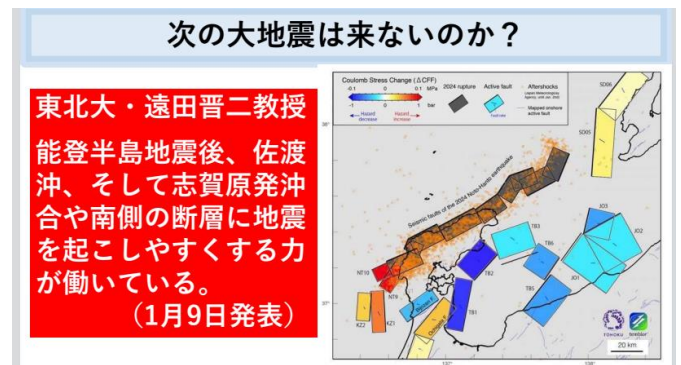
### ノーマークのところが連動した！？

それで今回の地震の話に戻ります。150km動いたというのは、北電の想定していた96kmを大きく上回っています。この断層の西側の志賀原発側については、2007年にここで能登半島地震というのが起きています。輪島市を中心に大きな被害があったわけなんですけど、その震源となったのがこの笹浪沖断層帯なんです。今回の地震ではどの断層が動いたのかはきちんと分かっていません。これから分析が進むとは思いますが、規制委員会による審査の中では北電はこの笹浪沖断層帯との連動は否定してきました。そして規制委員会の方もその説明を容認する方向で議論が進んでいました。それから新潟県の佐渡の方に向けての東側ですが、ここにはNT2-NT3という活断層があることが知られていました。北電も認めています。ただ連動するかどうかの検討すらされていませんでした。規制委員会も検討しろという指示すらしていませんでした。要するにノーマークのところが連動した可能性があるということです。それから志賀原発の近くに富来川南岸断層というのがあります。志賀原発から北へ9kmくらいの距離です。ここは今回動いた断層から20kmほど離れているのですが、これが実は動いたということが確認されました。20kmも離れたところの断層が動くというのはおそらくこれまで例がないでしょう。連動したということであれば新たな知見ということであり、志賀原発に限らず全国の原発立地地域の活断層審査にも影響を与える話ではないかと思っています。

### 新たな地震発生の可能性

今回、このような大きな地震があって大変な被害が起きたわけなんですけど、実は私はこの地震の翌日から、3年前から続いてきたこの一連の地震活動が終わってくれないのではないかと危惧しています。もしかしたら、今回の地震が志賀原発の周辺における大

地震のカウントダウンになっているんじゃないかということを実際に心配しています。これについては地震の素人である私が不安を煽っているというふうに思われては困るので、専門家の分析も紹介したいと思います。東北大学の遠田教授の分析では、この佐渡沖、そして志賀原発の沖合や南側の断層に地震を起こしやすくする力が働いている、今回の150kmの断層が動いたことによるひずみが新たなひずみをもたらして、地震が起こりやすくなっているという分析です。



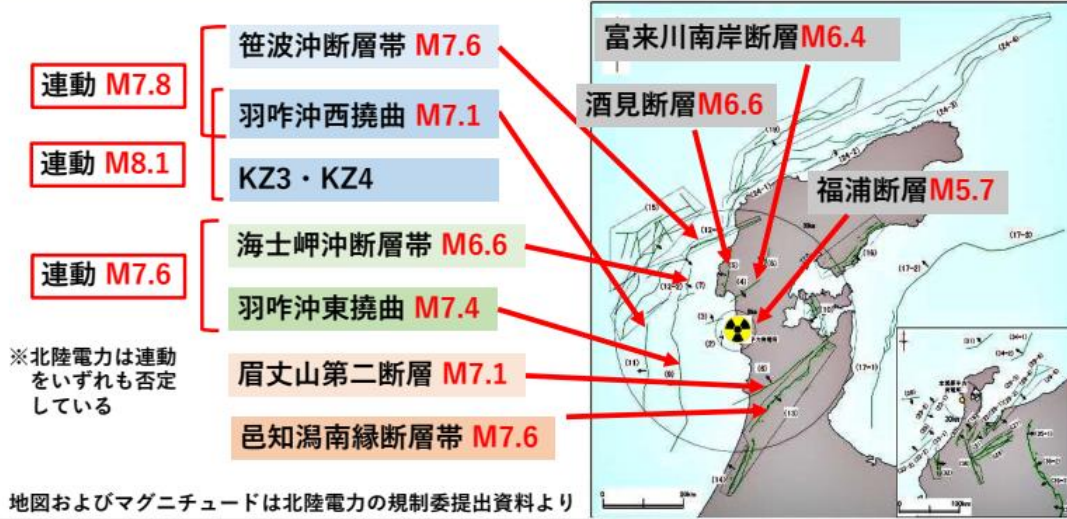
この見方については、金沢大学の平松教授も同様の分析をしています。能登半島西部沖の海底断層、さらには加賀地方から富山県にかけて断層がずれやすくなる、つまり地震が起きやすくなっているという分析を発表しています。



さらにこの図を見ていただきたいのですが、実は私がこのような心配をした理由というのは、まさに北陸電力が作成したこの地図(次頁)にあります。かつては本当に真っ白な地図といえますが、断層があっても小さくて短い活断層しか認めていなかったところに、実は今、能登半島周辺、志賀原発周辺に大きな地震を起こす可能性のある断層がこれだけ確認されているということです。これらの断層が連動すればもっと



## 志賀原発は次の地震に耐えられるか



大きな地震となっていきます。この図の左側の数字は連動した場合の数字ですが、北電はいずれも連動はしないという報告書を出しています。仮に連動することになれば今回以上に大変な事態になるのは間違いないと思います。

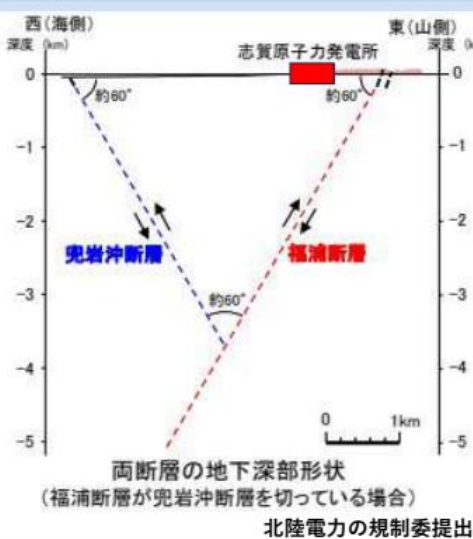
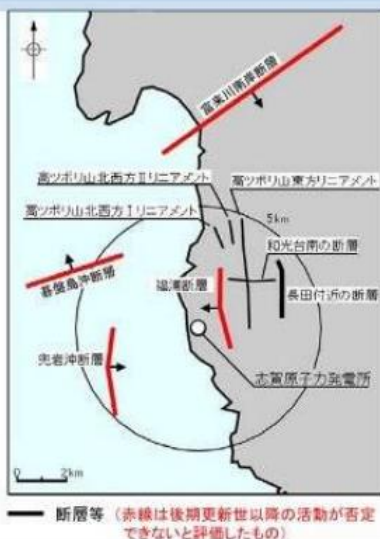
### こんなリスクも！

もうひとつ紹介したいのはこの図です。志賀原発の周囲にも断層があり、原発の山側 1kmのところ長さ4kmの福浦断層というのがあることになっています。一方で志賀原発の沖合 4kmのところには兜岩沖断層

してきました。それが今、活断層だと認めざるを得なくなっているわけです。そこでこの福浦断層と兜岩沖断層を見ていただきたいのですが、平行して走っています。連動の可能性について検討せよという指摘が規制委員会からありました。

それに対してこのスライドの右の図をご覧くださいのですが、これは北陸電力が作成した資料から抜き取ったものですが、福浦断層と兜岩沖断層はそれぞれ傾斜が逆向きになっています。福浦断層は西側へ傾斜、兜岩沖断層は東側へ傾斜ということなのですが、これをみると正三角形を逆さにしたような形

## こんなリスクも — 近傍の活断層 —



のその上に志賀原発が乗っていることになります。北陸電力は傾斜の向きが逆だから連動しないということを主張したかったのだと思うのですが、これらは逆断層ですからどちらの断層が動いても志賀原発は隆起

することになります。こんなところに原発を作ること自体がありなのかと思うのですが、この辺についても専門家のみなさんの検討をお願いしたいと思います。こういったリスクをあげればきりがないような志賀原発です。

### 今回の地震に対する北電の対応

次に避難計画のからみで話を少しします。今回の能登半島地震後に志賀原発では色々な機器の故障やトラブルがありました。これらについては報道もされていますが、それに加えて発表が覆るということも繰り返されました。油の漏れている量も変わったり、津波が来ていないというのが来ていたり発表の内容が変更される。なぜこのようなお粗末なことになるのか。実は1月末に社民党が北陸電力に質問書を出しています。地震が起きたのが元日でもあったことから、発電所内の体制が手薄ではなかったのか、という質問もしています。北電は、必要な体制は整備できていたと答えています。必要な体制が整備されていて、このようなお粗末な発表、現場の把握しかできないという北電の体制があらためて確認ができたということだと思います。まさに13年間止まっていてよかったということ。もう少しこの点を付け加えると、情報が本当に小出しだということ。北陸電力は8年間も臨界事故を隠

していたという前歴もありますし、まだ何か隠していることがあるのではないかと私自身心配しています。というのはこの間、色々な情報が出されてはいるのですが北電以外の者がまだ現場に入っていない。社民党も要望していますが、入

れていない。報道機関も入っていない。北電の情報しかないのです。外部の調査を一切受け入れていないという状況があります。先ほども触れましたが迅速・正確な情報が期待できない。さらに外部電源も一部失われたということで、ハード面でも脆さが露呈しました。このように初動で失敗してしまう北陸電力が、原発が動いていたならば原子炉の緊急停止、炉心の冷却ということをしていかなければならないのですが、この北陸電力にそのような作業をきちんと遂行する資質があるのかということについて、大いに疑問符がついたということだと思います。

### 震度7に対応できず！

もうひとつ触れておきたいのは、今回、1月1日に志賀町で震度7で大津波警報が発令されました。そして1月6日にも震度6弱ということでした。実は震度6弱以上あるいは大津波警報で、防災基本計画でいう「警戒事態」ということになります。そして原子力規制庁・内閣府合同警戒本部、そして現地のオフサイトセンターでは事故現地警戒本部が立ち上げられたことになっているのですが、このスライドにあるように諸々やらなければならないことがあるわけですが、ほとんどやられないままでこの警戒本部を廃止するということになるわけ。今回の一連の動きをみ

## 初の警戒事態 震度7に対応できず

発生

1月1日 志賀町で震度7、大津波警報  
1月6日 志賀町で震度6弱

設置したが・・・

・原子力規制庁・内閣府合同警戒本部  
・事故現地警戒本部

・・・早々に廃止

#### 警戒事態発生時の通報連絡体制

- (1) 発電所の通報連絡
- (2) 国の通報連絡
- (3) 県の通報連絡

#### 職員動員体制

危機管理監室、医療対策課、原子力安全対策室、保健環境センターなどの職員の参集

#### 県緊急時モニタリング計画

- (1) 石川県にモニタリング本部設置
- (2) 平常時モニタリングの強化
- (3) 緊急時モニタリングの準備開始

#### 石川県避難計画要綱

PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）



ると震度 7 の地震が起きたら、防災計画は初動で破綻するんだなということです。私たちはこの防災計画の問題点について、重大事故が起きて「全面緊急事態」になったらどうなるんだという最悪の展開を考えながら問題点を指摘することが多いわけですが、実は初動で失敗していくということです。そういうことも今回、確認できたと思います。

## 避難計画は破綻

既に多くの方が、多くの機会に指摘していますが、今回の能登半島地震の被害状況の中で、ここに原発の事故が起きたら避難計画は完全に破綻だということです。大規模・多数の道路損壊で避難できず、津波・海岸隆起で海路の避難はできず、孤立集落住民はヘリによる救出もほとんどできなかった。そして、5km から 30km 圏内の UPZ は重大事故で屋内退避ということになるわけですが、家屋が全壊・半壊していて余震も続いている状況ではとても屋内退避できる状況ではない。それから、モニタリングポストも 116 ヶ所のうち 18 ヶ所がデータを送れなかったということもあります。つまり避難の判断ができないということになるわけです。それから今回のこの地震の状況でいうと、志賀原発の北側、旧富来町や穴水町、それから輪島市の住民は奥能登の方に避難することになりますが、そちらの方が被害がひどくて受け入れ先がないということも明らかになりました。さらに今回は、地震、津波、そして火災もありということで、多くの被災者の救済や孤立集落の問題もあり、ここに原発事故が重なっても原子力防災業務を担える人はいないということもはっきりしたと思います。ヨウ素剤を誰が

配布するのか、避難退避検査場所でスクリーニングを誰がやるのか。現場では人手が全く足りないような状況の中で原発事故が起こったら全く対応ができないということが明らかだと思います。

## 問題を矮小化する規制委員会

つまり防災計画の前提としているところがすべて崩壊したと思われるのですが、こうした中で、原子力規制委員会がこの能登半島地震を受けて、原子力災害対策指針をどうするのかということ、基本的な考え方は変えない、家屋の倒壊が多発したので屋内退避の運用に限って議論をする、という方針を出してきています。能登半島地震の教訓を、原子力防災の問題ではなく、自然災害の問題に限定する狙いがあると思われる。原発の防災計画に波及することを避けたいと思惑がみえています。確かに今回の奥能登の孤立集落の問題などは能登固有或いは半島固有の事情もあったかもしれませんが、これに原子力災害が加わって地域孤立が起こるというリスクは全原発に共通するリスクになるということです。規制委員会は今回の地震を能登の問題だということで小さく小さく見ようとしています。決してそういうことではないということを確認しておかなければいけないと思っています。

### 原子力規制委員会の方針は？



- ・原子力災害対策指針の基本的な考え方は **変えない**
- ・屋内退避の運用に限って議論をする

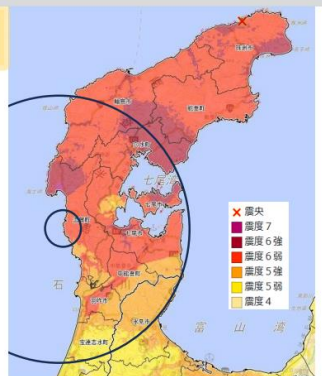
能登半島地震の教訓を自然災害の問題に限定する狙い

原子力災害が加わった地域孤立は**全原発立地地域に共通するリスク**となる！

### 避難計画は破綻

- 大規模・多数の道路損壊で避難できず
- 津波、海岸隆起で海路の避難できず
- 孤立集落住民はヘリでも救出できず
- 倒壊住宅多数で屋内退避できず
- モニタリングポスト 18 箇所欠測
- 可搬型MPもすぐに設置できず
- 奥能登の避難先は受け入れできず
- 原子力防災業務を担える人はいない

前提がすべて崩壊



## 人命の安全確保を最優先！？

このことをもう少し深く見ていきたいと思うのですが、規制委員会は複合災害への対応について、自然災害への対応を優先し、人命の安全確保を最優先すると言っています。家屋倒壊が多数の場合、地震に対する避難行動が最優先すると言っています。例えば津波

がくれば高台に逃げるということが優先するということです。一見もっともらしい考え方に思われますが、ではその間に放射性物質が流れてきたらどうするのですかということ、放射線に対する防護はその間は放棄するということになります。「家屋倒壊が多数の場合、地震に対する避難行動が最優先」というのは、大抵の場合は避難所に行ってくださいね、ということだと思います。私は何を言っているんだ！という思いです。「家屋倒壊が多数の場合」は、その倒壊した家屋の下に多くの人々が下敷きになっているわけです。その人たちをどうやって救出するのか。この前の地震でも隣近所の人たちが一生懸命動きました。それでも人手は足りません。その後、翌日から消防や自衛隊など全国がたくさんの人たちが来て救援にあたってくれるわけです。

### 原子力規制委員会の見解 1

複合災害への対応  
自然災害への対応を優先し、人命の安全確保を最優先とする



家屋倒壊が多数の場合、地震に対する避難行動が最優先

人命救助は誰が行く？原発事故が起これば助けに行けない。

### 原発事故が起きたら誰が人命救助に行く？

この人命救助は、原発事故が起これば誰が行くのか、誰も助けに行けないぞということです。その辺のことは、この山中委員長は全く頭がまわっていない、考えが及んでいない。この写真のように地元でも消防団員も警察署員も皆さんが人命救助にあたっている

### 地域が壊滅 消防隊員も消防団も警察署員も被災



わけですが、その皆さんが実は被災者でもあるのです。そんな中で一生懸命やるわけですがマンパワーは圧倒的に足りません。そんな中でも全国の皆さんからの支援で救われた命の何人もあると思うのです。

それから規制委の見解に関する問題点として、防護措置の考え方も変えないと言っています。具体的には、避難と屋内退避等を適切に組み合わせ、被ばく線量の低減、被ばく以外の健康への影響を抑えるのが有効なんだという現行の原子力災害対策指針の考え方を変える必要はないということを先日の原子力規制委員会で確認をとっているわけです。で、今回避難所が使えない、避難所まで行けない、避難道路も使えないという状況もあったというのは、原発事故とは関係なく被災した皆さんは頑張っただけ！という話で自治体も国も応援してねとは言っているけれど、原子力規制委員会としては考えることではありません、と言っているのです。これが規制委の山中委員長の言っていることです。

こういうことならば、自治体は地震で壊れない道路を造らなければならないことになるわけですが、この地震大国の日本でそんなことが可能なのかという話になるわけです。仮に原発が稼働して立派な道路ができて地震で壊れないのかといえ、そんなことはないわけです。私もこの間、珠洲と金沢を何度も往復していますが、経験的に言えるのはまず壊れる道路は盛土の場所です。谷を埋めて立派な道路を造りましたといっても、そういうところは真っ先に壊れます。立派な橋を造りましたといっても、地震でその橋の両端に大きな段差ができます。小さな橋でも大きな橋でも両端で 30 cm、50 cmの段差ができればもう走れま

### 原子力規制委員会の見解 2

防護措置の考え方  
避難と屋内退避等を適切に組み合わせ、被ばく線量の低減、被ばく以外の健康への影響を抑えるのが有効



避難所や避難道路は、原発事故に関係なく、自治体と内閣府が整えてください。

原発周辺自治体は、地震で壊れない道路を造らねばならない！



## 地域が壊滅 建設業者も被災



高規格道路でも地震で壊れる

地域外から多くの工事業者が入り道路の復旧工事を担う  
原発事故が起これば、工事業者は入れなくなる

せん。そんな場所がいっぱいあります。そうした道路の隆起、陥没、土砂崩れなどがあちこちでたくさん起きたわけですが、地元の業者も一生懸命に対応するのですが、それぞれが被災者です。倉庫が壊れてダンブが出せないということもありました。こうした中で地域の外から多くの業者の皆さんが入ってくれて道路の復旧にあたっているという状況です。最初に道路を直さないと諸々の対応ができませんので。本当に全国からかけつけた業者の皆さんが対応してくれています。でも原発事故が起これば、こうした皆さんは来れるのか、ということです。原子力規制委員会は、自然災害への対応は私たちの管轄ではありませんと言っているのですが、ではそこに原発事故が重なったときに対応は誰が考えるのですか。そのような事態に対して、考えたくない、触れたくないという規制委員会の姿勢が見えてきています。

## さらなる被ばくが許容されようとしている！

もうひとつ規制委員会がらみで重要なことは、屋内退避の運用を検討すると言っています。細かいところは省略しますが、これからどういう方向に向かっていくのかというと、現在の原子力災害対策指針は周辺

## 原子力規制委員会の見解3

## 屋内退避の運用を検討する

- ・屋内退避の対象範囲及び実施期間
- ・サイト内の事態の進展と屋内退避と関係
- ・屋内退避の解除、避難・一時移転の判断するにあたっての考慮事項



被ばくの目安は100mSv。放射線対策偏重は弊害があります。

被ばく前提  
逃がさない避難  
計画づくりへ！

住民の被ばくゼロを目指しているものではありません。被ばくの目安は100mSvと規制委員会は言っています。この辺までに抑えればよいのだという感覚が彼らにはあります。ですから被ばく前提の逃さない避難計画づくりがこれから進んでいくものと思われます。こういうことが議論されているということです。

最後になりますが、今回の能登半島地震で明らかになったような地域壊滅の実態というものから山中委員長は完全に目をそらしています。どういう事態になるのかというと、地域の住民は助け合い、被災した自治体職員も帰る家がないわけですから役場に寝泊まりして、そして消防団・警察も含めて実働部隊は可能な限り全力で活動するのですが、圧倒的な被害状況の中ではマンパワー不足というのは否めません。そんな中で被災地の外の全国から、人と物の支援で命をつなぐ活動が展開されていくのです。そこに原子力災害が重なったらどうなるのか。住民は閉じ込められ、被ばくにさらされる。救援もなく、道路を復旧する業者も来れない。そして汚染地域の孤立は長期化していくという悲惨な原発震災になっていきます。

## 山中委員長は「地域壊滅」の実態を見よ

地域住民は助け合い、被災した自治体職員、実働部隊も含め全力で活動するが、圧倒的なマンパワー不足

被災地区外、全国からの人と物の支援で命をつなぐ活動が展開される



← 支援を困難にする原子力災害

住民は閉じ込められ、被ばくに晒される  
救援もなく汚染地域の孤立は長期化する

## 幸運だということで終わらせてはいけない！

今回、「最後の警告」というのは福島事故も含めて何回もあったわけですが、この能登半島地震を最後の警告として、本当に原発を止めていかなければならないと思います。今回は「珠洲に原発がなくてよかった」「志賀は止まっていてよかった」という2つの幸運がありました。しかしこれだけでは終わらないので、今の規制委員会は地震学・活断層審査の限界を全く自覚しておらず、原子力災害対策指針の破綻を認

めていない。もちろんその背景には原発回帰方針を打ち出している岸田政権があるのは間違いないわけです。このような状況ですが、私たちは全原発廃炉に向けた取り組みを頑張らなければいけないということ、今回の能登半島地震から私たちは確認しなければいけないと思っています。以上で私からの報告とさせていただきます。

### ■中垣たか子さんからのメッセージ

(司会小野寺が代読)

\*編注:中垣さんは金沢市在住で、「北陸電力と共に脱原発を進める株主の会」の代表です。今回、オンライン参加していただきコメントを頂く予定でしたが、所用のため参加できなくなり、代わりにメッセージをいただきました。

元旦の能登半島地震、今日の学習会に参加されている皆さんはきっと、「志賀町の震度7」と聞いてドキッとすると同時に「志賀原発、再稼働してなくてよかった」、と思われたことでしょう。「地震列島の原発の危険性に対する大自然からの警告だ」と受けとめた方も、きっといらっしゃるでしょう。

ところが、原発を動かし続けたい人々、原子力規制委員会と規制庁の皆さんや電力会社のまったく懲りない面々は、まるで地震などなかったかのよう、今までとまったく同じことをやり続けようとしています。もうあきれほかにありませんが、あきれてばかりもいられません。彼らには原発を止める気はないし、たとえ大事故を起こしてもその後始末さえできないことは、福島事故後の東電を見ればはっきりしています。

止めるのは私たち。地震や津波は止められませんが、原発は止められます。原発を止めれば、原発震災は防げます。原発震災が繰り返されないよう、なんとか知恵を出し合い、力を合わせていきましょう。志賀原発からは60km、美浜原発からは約120kmの金沢より 中垣 たか子

### ■和田廣治さんからのコメント

(後半に Zoom 参加)

\*編注:和田さんは、現在、富山地裁で闘われている志賀原発株主差止訴訟の原告団長。富山市在住。

富山の和田です。この学習会に最初から参加できなくて申しわけありません。北野さんの今日のお話は相当抑制してお話をされているのではないかなと思います。私も1989年5月の珠洲原発に関わる高屋地区の立地調査阻止行動の頃からずっと関わっているのですが、どれだけ地元の人たちが頑張っていたのか、そして北野さんも選挙をやっていますが、選挙の際に原発反対の候補者が立会演説会をやるとうると会場が貸してもらえないとか、集落の端っこの方で監視しているとかいう中で、本当に頑張って選挙も闘っていました。そして市役所の座り込みのときも、私が信じられないくらいに参加した皆さんが「紳士」なんです。本当に優しい人たちの集まりで、でも原発に反対するために一生懸命にやってこられたのを目の当たりにしております。そういう優しい人たちが原発の立地を止めていただいたおかげで、私たちが今ここにおるんだということを再確認しておきたいし、今、珠洲で本当に皆さんが困っておられるから、皆で支えていきたいなあと考えています。

一方で北陸電力は、例えば市民団体が申し入れに行きたいということで本店に連絡しても、来るなということで拒否をされています。かろうじて株主だけなら応じるということで、あさって20日(火)ですが、中垣さん、北野さん、私も含めた株主数名で北陸電力に志賀原発の廃炉を決断しなさいということを申し入れに行きますけど、だいたい1月1日の地震からまだ30日しか経っていない1月31日に北陸電力の社長が再稼働を表明しているんですね。何の調査もしていないのに、再稼働をしようとしている北陸電力は許せないと思います。

志賀町にある北陸電力の志賀原発のすぐ隣に反対運動のシンボルの団結小屋というのがあります。1975年に建設された築45年の団結小屋です。今度の地震でどうなったか私は心配しまして、2月9日



の様子を見に行ってきました。そうしたら隣の志賀原発は事故やらトラブルだらけだったのですが、団結小屋は元気に建ってありました。亡くなられた方たちの思いも含めてこの団結小屋が頑張って建っている、「脱原発」という看板もはずれずにあったのを見て、私は嬉しくなりました。私らはまだ諦めてはいけなそうと思ひ、志賀町内の赤住地区のバスの停留所があるのですが、その前にも「命のネットワーク」というグループで横看板を立ててあるのですね。それも元気に建ってありました。私たちの先輩が残してくれて、原発は要らないということを表明してくれているんだなあ、ということであらためて思ひて帰ってきました。



そういうことで、北野さん、大変な状況がまだまだ続いています、多くの皆さんに北野さんたちの話を広めていきたいと思ひます。私もいろんな形で協力していきたいと思ひます。同時に北陸電力に対しては調査もろくにせず、志賀原発の再稼働などということとは言ふものじゃないということをお訴えていきたいと思ひます。

そこで皆さんにお願いです。北陸電力の株主になってください。今はちょっと高めですが、原発を持たない沖縄を除く全国9電力の中で最も安い出費でなれ

る株主です。3月20日頃までになったら6月の株主総会に出席できます。そこで発言をしていただければありがたいです。もちろんこの学習会にご参加の多くの皆さんは、関西電力の方に関わっておられる方もいらっしゃると思ひますが、関西まで行かないで今回は北陸に行きたいという方は、約8万円か9万円かかるかもしれませんが、株主になっていただけるとありがたいと思ひます。余計なことまで言ひましたが、私のコメントとさせていただきます。

## 富山訴訟 第17回口頭弁論の報告

本会事務局 小野寺恭子

(1月1日の能登半島地震から約2ヶ月が経過した3月4日、富山地方裁判所で、志賀原発株主差止め訴訟の第17回口頭弁論が行われました。これは今年1月1日以降、志賀原発そのものを問題とする訴訟の最初の口頭弁論です。当然のことながら、原告及び弁護団は、この地震によって明らかになった問題点を裁判所に訴えました。以下はその報告です。)



3月4日午後2時、富山地裁前に集合。参集者の中には、遠くは関西方面からの支援者や今回の地震で避難されている方もおられました。入廷前行進の後に

午後3時開廷。富山地裁1号法廷はほぼ満席でした。

原告団長の和田廣治さんの意見陳述では、今回のM7.6の地震がまさに珠洲原発の立地予定地の高屋地区や寺家地区の近くで起きたことから、珠洲のみなさんが原発計画を阻止してくれたおかげで、大規模な原発災害を免れた可能性を指摘。また、これまでの北陸電力株主総会で、株主が能登半島における複数の活断層の連動、群発地震、志賀原発周辺の断層帯などによる地震発生リスクについて幾度も訴えてきたにもかかわらず、北陸電力からは誠実な回答がな

いこと、さらに原子力災害が起こった場合の避難計画が破綻していることや国会議員や市民団体による情報開示や視察の要請を拒否していることなど 2007年に発覚した臨界事故隠しの社風が連綿と続いていることを指摘しました。

最後に1月31日の記者会見では松田光司社長が明確に再稼働方針の維持を表明し、国会議員の視察については「安全が確保できない」と拒否しながら、同じ日に「原子力の安全確保に問題は無い」と記者発表したことなどを紹介。最後に裁判所に対して以下のように訴えて、意見陳述を締めくくりました。

「被告らは準備書面(10)の26ページで、「本件訴訟が、会社法360条に基づく株主差止め訴訟の名を借りて、原子力発電に反対する個人的な主義主張の達成あるいは反対運動の拡大を図るために提起されたものであって、株主差止め訴訟の趣旨、目的を逸脱するものであることは明らかである。」と断言しています。私をはじめ原告本人の発言や書面ではないものをもとに、被告らが書面で幾度も繰り返している誹謗中傷のフレーズです。しかし、今回の地震の甚大な被害と志賀原発のトラブル多発、そして株主総会で原告ら株主が地震などの問題を指摘しても、被告らがまともに対応しなかった事実を直視して下さい。私たち原告は、まさに今回の地震のような事態を恐れて提訴しています。

被告が自らだけでなく、この裁判そのものの品位をおとしめているこのような主張に惑わされることなく、私たち原告が自らの利益ではなく未来の世代も含めた多数の住民の生命や生活、そして北陸電力の健全な存続のために、今日も命がけで裁判を続けている真意をぜひご理解下さり、志賀原発の運転差止めにつながる判決を一日も早く出されることを、心よりお願いいたします。」

また弁護団からは、鹿島弁護士が第35準備書面(能登半島地震によって明らかになった志賀原発の危険性(概要))、北島弁護士が第36準備書面(令和6年能登半島地震の被害状況と避難計画の不備・欠落)に基づいてそれぞれプレゼンをしました。

鹿島弁護士は、「能登半島地震の発生」「敷地周辺の断層の活動性・連動性を適切に評価していないこと」「志賀原発を襲った地震動と同原発で発生したトラブル」「志賀原発が重大事故に至らなかったのは偶然によるものであること」といった内容の準備書面を要約。断層の連動や隆起に関しては、私たちには地震を正確に予知する能力がないことを裁判所に訴えました。

北島弁護士は、「能登半島地震の被害概要」「地震・津波・火災等により自宅での屋内退避は不可能」「避難の前提となる情報の欠如」「道路の損壊・寸断、津波、多数の孤立集落の発生」について具体的データに基づいて説明。最後に、被告らは、このような地震の被害状況において、ひとたび事故が発生すれば多数の避難不能者が出ることをより明確に認識するに至ったはずであるにもかかわらず、志賀原発の稼働という方針に固執し、なおこれを推進しようとするのは、善管注意義務及び忠実義務に違反することは明らかである、と結びました。

原告団長の和田さんの力のこもった意見陳述、能登半島地震から得られた知見に基づくお二人の弁護士のプレゼンによる訴えを裁判所はしっかりと受け止めて欲しいと思いました。次回以降は、能登半島地震から新たに明らかになった問題点を引き続き準備書面として提出する予定。次回口頭弁論は6月5日、次々回は9月30日の予定。

#### **[Editor's note]** ▼ 珠洲原発建設阻止のために闘った住民を描いた『ためされた地方自治

原発の代理戦争にゆれた能登半島・珠洲市民の13年』(桂書房)という本が2007年に出版されています。今回の地震を機に在庫がなくなったようですが、再々版されました。出版元から取り寄せできます(編集子)。

\*桂書房(ウェブからも注文可能)

〒930-0103 富山市北代3683-11

TEL 076-434-4600

E-mail katura-2@car.ocn.ne.jp

定価(本体1,800円+税)